

「平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 333 号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和元年 11 月 29 日
農林水産省政策統括官

令和元年 10 月 4 日から 11 月 5 日までの期間、「平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 333 号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）の一部を改正する告示案」について、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載すること等を通じて、広く意見・情報を募集いたしましたところ、当該案に対する御意見はございませんでしたので、公表した案のとおり、告示の一部を改正することといたしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

農林水産省政策統括官付穀物課

担当班：農産物検査班

代表：03-3502-8111（内線 4779）

直通：03-6744-1392